

# 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を 改正する政令案について

平成29年2月  
水産庁管理課

## 1 改正の趣旨

- (1) 海洋法に関する国際連合条約は、沿岸国に自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可能量を決定し、適切な保存措置及び管理措置を講ずることを義務付けており、当該義務を履行するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）において特定の海洋生物資源について漁獲可能量を決定し、保存及び管理措置を講ずることとしている。
- (2) 太平洋で獲れるくろまぐろ（学名：*Thunnus orientalis*）の資源量は、ここ20年ほどで激減しており、2014年には、各国の政府機関や科学者で組織される国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature）のレッドリストに絶滅危惧種として名を連ねるほか、北太平洋に分布するまぐろ類の資源研究を行う科学委員会（International Scientific Committee for tuna and tuna-like species in the North Pacific Ocean）においても、2014年の親魚資源量が歴史的最低水準付近にあることとされた。これを受けて、我が国が加盟し、くろまぐろの国際的な管理措置を決める中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission）では、同年、くろまぐろの親魚資源量を2024年までに歴史的中間値まで回復するため、漁獲量の半減などの管理措置をとることが合意され、我が国でも当該合意に基づき、国内漁業者による資源管理措置を実施することとなった。

## 2 改正の概要

我が国排他的経済水域等において、漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源（第一種特定海洋生物資源）として、くろまぐろを指定する。

## 3 施行期日

公布の日